

東京二十三区清掃一部事務組合告示第 3 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、東京二十三区清掃一部事務組合が発注する建設工事等の請負契約（工事の請負契約、設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数20トン以上の船舶の製造及び修繕の請負契約をいう。）の一般競争入札及び指名競争入札に参加する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合に必要な資格並びに資格審査のインターネットを利用した申請方法について別紙のとおり定める。

なお、平成 31 年東京二十三区清掃一部事務組合告示第 8 号は、令和元年 5 月 31 日限り廃止する。ただし、同告示第 8 号により、東京二十三区清掃一部事務組合の競争入札参加資格を得て、この告示日現在登録を継続するものは、この告示により資格を認められたものとみなす。

令和元年 6 月 1 日

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 山 崎 孝 明

建設工事等競争入札参加者の資格に関する告示（組合）

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、東京二十三区清掃一部事務組合が発注する建設工事等の請負契約(工事の請負契約、設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数 20 トン以上の船舶(以下「船舶」という。)の製造及び修繕の請負契約をいう。)の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づく事業協同組合(以下「組合」という。)に必要な資格並びに資格審査のインターネットを利用した申請方法について次のように定めた。

第 1 用語の定義

この告示における用語の定義は、令和元年東京二十三区清掃一部事務組合告示第 2 号(以下「第 2 号告示」という)第 1 と同一とする。

第 2 競争入札参加資格の申請

登録申請をしようとする組合は、次により申請を行わなければならない。

1 申請の区分

登録申請は次のいずれかの方式を選択する。なお、業種により別とすることができない。

(1) 経審方式

組合が有する経審の総合評価値 P 点から客観点数を算出し、組合が有する最高完成工事経歴から主観点数を算出する。

(2) 審査対象事業者方式

所属する組合員から申請業種ごとに審査対象事業者(次の条件に該当する者)を複数(3 の表に定める数)選任し、客観点数及び主観点数について、次の第 5 に定める算定方法により審査対象事業者の合算値又は平均値等を用いて客観点数及び主観点数を算定する。

なお、この方式により登録申請を行う組合は、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けていなければならない。

ア 申請する業種について共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認されていること。

イ 申請する組合に理事として所属していること。

ウ 中小企業基本法で定める中小企業(経審を必要とする業種、「船舶」及び「ろ過層処理」については同法第 2 条第 1 項第 1 号、「設計」、「測量」及び「地質調査」については同法第 2 条第 1 項第 3 号の規定による)であること。

エ 本店が東京都内に存在すること。

2 申請の条件

第 2 号告示第 2 の 2 と同一とする。ただし、競争入札に参加しようとする業種において、定款に共同受注の定めがない組合は、申請を行うことができない。

3 申請区分及び業種、審査対象事業者数

申請業種番号と業種		申請区分(審査方式)	審査対象事業者必要数
11 建築設計 12 土木設計 13 設備設計 14 測量	15 地質調査 17 船舶 99(15)ろ過層処理	審査対象事業者方式のみ	2者から5者まで
上記以外の業種		経審方式又は審査対象事業者方式	3者から5者まで

第3 申請方法

第2号告示第3と同一とする。ただし、審査対象事業者方式により申請する組合については、審査対象事業者すべてが共同運営電子調達サービスに登録申請し、承認された後でなければ申請を行うことができない。

第4 競争入札の参加者の資格

第2号告示第4と同一(審査対象事業者が該当することとなった場合を含む。)とする。

第5 競争入札参加資格の審査基準

1 競争入札参加資格の等級格付、順位等の決定

第2号告示第5の1と同一とする。

2 等級区分と審査方法

第2号告示第5の2と同一とする。なお、登録申請し承認された業種に必要とする建設業許可について組合として特定建設業の許可を有しておらず、一般建設業の許可により申請を行った場合は、当該業種の等級は最下位の等級とする。

3 客観的審査事項及び主観的審査事項

(1) 客観的審査事項

次により業種別に算出した客観点数を第2号告示別表1にあてはめ、客観等級を決定する。

ア 経審方式の場合

第2号告示第5の3(1)アと同一とする。

イ 審査対象事業者方式の場合

次の①から⑤により算出した点数を次の式にあてはめて得た点数とする。

$$\text{客観点数} = 0.25 \times X1 + 0.15 \times X2 + 0.2 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$

① 完成工事(完成)高による点数(X1)

a 経審を必要とする業種

第2号告示別表5の業種グループ表において当該業種が含まれる業種グループにある全業種の審査対象事業年度を含む2年又は3年の年間平均完成工事高について、審査対象事業者ごとに集計した金額を全審査対象事業者分合計し、その金額を第2号告示別表5にあてはめて得た評点をX1とする。

b 経審を必要としない業種

全審査対象事業者の審査対象事業年度の当該業種の2年又は3年の年間平均完成工事(完成)高の合計額を第2号告示別表5にあてはめて得た評点をX1とする。

② 自己資本額および平均利益額による点数(X2)

次のX21とX22の点数を第2号告示別表8にあてはめて得た評点をX2とする。

a 自己資本額点数(X21)

全審査対象事業者の審査対象事業年度の自己資本の額(純資産合計の額)又は審査対象事業年度と前審査対象事業年度の平均自己資本額(2年平均)を、第2号告示別表6にあてはめて得た評点をX21とする。

b 平均利益額点数(X22)

審査対象事業者の、利払前税引前償却前利益(営業利益+減価償却実施額)の2年平均の合計額を第2号告示別表7にあてはめて得た評点をX22とする。

③ 納税額による点数(Y)

a 経審を必要とする業種

審査対象事業者の経審のY点の平均値とする。

b 経審を必要としない業種

審査対象事業者の審査対象事業年度の法人税又は所得税の納税済額の平均額を、第2号告示別表9にあてはめて得た評点をYとする。

④ 技術職員数及び元請完成工事(完成)高による点数(Z)

次のZ1の点数に5分の4を乗じたものとZ2の点数に5分の1を乗じたものを合計した数値をZとする。

(ア) 技術職員数点数(Z1)

a 経審を必要とする業種

審査対象事業者の技術職員(申請業種に必要とされる建設業許可人数)の合計を次の数式に入れて計算した技術職員数値を、第2号告示別表10(1)にあてはめて得た評点をZ1とする。

b 経審を必要としない業種

審査対象事業者が登録申請を行った業種に従事する技術職員(直接的かつ恒常的に雇用している者)の人数の合計を次の数式に入れて計算した技術職員数値を、第2号告示別表10(1)にあてはめて得た評点をZ1とする。ただし、申請業種「船舶」及び「ろ過層処理」については、当該業種に従事する技術職員(直接的かつ恒常的に雇用している者)の人数に5を乗じた数値を技術職員数値とする。

なお、1人の職員につき技術職員として申請できるのは2業種までとする。

技術職員数値=1級監理受講者数×6+1級技術者数×5+基幹技能者数×3+2級技術者数×2+その他技術者数×1

※1級監理受講者とは、1級技術者であって、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けているもの(ただし、直前5年以内に講習を受講したものに限り)。

※基幹技能者は、登録基幹技能者講習を修了したもの。

(イ) 年間平均元請完成工事(完成)高点数(Z2)

審査対象事業年度を含む2年平均又は3年平均の選択については、X1(完成工事高)の方法と同一でなければならない。

a 経審を必要とする業種

第2号告示別表10(2)業種グループ表において、全審査対象事業者の当該業種の審査対象事業年度を含む2年又は3年の年間平均元請完成工事(完成)高の審査対象事業者ご

とに集計した合計金額を、第 2 号告示別表 10(2)にあてはめて得た評点を Z2 とする。

b 経審を必要としない業種

全審査対象事業者の当該業種の審査対象事業年度を含む 2 年又は 3 年の年間平均元請完成工事(完成)高の金額を、第 2 号告示別表 10(2)にあてはめて得た評点を Z2 とする。

⑤ その他社会性等による点数(W)

a 経審を必要とする業種

審査対象事業者が有する経審の W 点の平均値とする。

b 経審を必要としない業種

各審査対象事業者について第 2 号告示 5 の 4(5)により算出した評点 W の平均値とする。

(2) 主観的審査事項

組合又は審査対象事業者が有する最高完成工事(業務)経歴(第 2 号告示第 5 の 3(2)アによるもの)について、次により算出した主観点数を第 2 号告示別表 1 にあてはめ、主観等級を決定する。

ア 経審方式の場合

組合が発注者別(発注者区分は第 2 号告示別表 3 のとおり)に申請した最高完成工事経歴のうち、最も高い請負金額(ただし、発注者区分が民間であるものについては、請負金額に 2 分の 1 を乗じた金額とする。)に、第 2 号告示第 5 の 3(2)ウの主観点数加算率による加算を行った点数を業種ごとの主観点数とする。

イ 審査対象事業者方式の場合

審査対象事業者の当該業種の最高完成工事(業務)経歴のうち、最も高い金額(ただし、発注者区分が民間であるものについては、2 分の 1 を乗じた金額とする。)に、残る審査対象事業者の当該業種の最高完成工事(業務)経歴のうち、最も高い金額(ただし、発注者区分が民間であるものについては、2 分の 1 を乗じた金額とする。)に 2 分の 1 を乗じた金額を加算した金額又は当該組合の当該業種の最高完成工事(業務)経歴の金額のうち、最も高い金額のものいづれか高い方に、第 2 号告示第 5 の 3(2)ウの主観点数加算率による加算を行った点数を主観点数とする。

4 変更審査に伴う主観点数の再審査

ISO14000 シリーズの 14001、エコアクション 21、エコステージ又は KES・環境マネジメントシステム・スタンダード及び ISO9000 シリーズの 9001(以下「ISO 関連」という。)に関する変更申請があった場合は、第 2 号告示第 5 の 3(2)ウ主観点数加算率による主観点数の再審査を行う。ただし、業種番号 01 道路舗装工事から業種番号 10 空調工事までの業種については、資本金又は本店所在地に関する変更申請があった場合も、主観点数の再審査を行う。

第 6 申請内容を証明する書類

登録申請者した組合は、申請後に東京二十三区清掃一部事務組合から申請内容が事実であることを証明する書面の提示を求められたときは、これを提示又は提出しなければならない。

申請内容を証明する書面とは、官公需適格組合証明書、官公需共同受注規約、組合員名簿、役員名簿のほか、必要に応じ、例示以外の書面の提示又は提出を求めることができる。

第 7 競争入札参加資格の審査結果の確認、変更等

1 審査結果の確認

第 2 号告示第 7 の 1 と同一とする。

2 資格の取消し

第 2 号告示第 7 の 2 と同一とする。なお、審査対象事業者方式により申請を行う組合が、資格有効期限内に官公需適格組合の証明を喪失した時は、競争入札参加資格を取消申請すること。

3 変更申請

第 2 号告示第 7 の 3 と同一とする。なお、変更申請内容に組合員(審査対象事業者を除く。)の変更を含める。

4 登録業種の追加及び審査対象事業者の変更

次期の登録申請を行うまでの期間中に登録業種の追加及び審査対象事業者の変更を申請することはできない。

5 虚偽申請をした者の取扱い

第 2 号告示第 7 の 5 と同一とする。

第 8 代理申請

第 2 号告示第 8 と同一とする。

第 9 その他

第 2 号告示第 9 と同一とする。